Ⅶ-6　桜島火山災害対策長期避難計画

鹿児島市地域防災計画

桜島火山災害対策長期避難計画

鹿児島市

平成 30 年 3 月

目　　次

第１章　計画の基本的事項
第１節　本計画の位置付け
第２節　本計画の性格
第３節　長期避難計画の考え方

第２章　対応方針と防災体制
第１節　長期避難の対応方針
第２節　長期避難時の体制

第３章　長期に影響を及ぼす火山活動への対応
第１節　長期避難に係る情報の収集
第２節　現地での復旧作業開始の目安
第３節　長期避難中の住民のための定期観測

第４章　中期避難・長期避難者への対応
第１節　中期避難・長期避難等の対応
第２節　被災者の健康管理、衛生管理、メンタルヘルスケア
第３節　生活支援策
第４節　長期避難者への定期的な情報提供・説明会の開催

第５章　避難者の一時帰宅・帰島

第６章　避難者の帰宅・帰島、移住

第７章　受援体制の強化

第８章　地域防災計画等の見直し

第１章　計画の基本的事項

第１節　本計画の位置付け

本計画は、本市の桜島火山災害対策の基本となる「鹿児島市地域防災計画（火山災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、桜島火山災害に係る住民等の長期避難等での対応について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の見直しが行われた場合、また実際に長期避難となり住民等から新たな要望事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第２節　本計画の性格

地域防災計画では、桜島火山災害対策について「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」の3段階のほか、「複合災害対策」及び「長期避難対策」を定めている。

本計画は、「災害対策基本法」（以下「災対法」という。）に基づく応急対策のうち、避難情報に基づく住民等の避難が完了した直後から、長期避難へ移行し、帰宅・帰島、移住するまでの対応について定めるものとする。

第３節　長期避難計画の考え方

火山災害は、火山活動が長期にわたる場合だけでなく、一部地域が、降灰等による土石流等が反復する場合や大量の降灰・軽石、火砕流、溶岩流等で埋積した土地の利用が困難になる場合の発生により、長期災害となることも考えられる。このため、本計画は、長期間にわたって火山災害と共存するための情報伝達や被災者の生活確保等の体制の構築、2か月程度以上の長期避難においては安全な場所に建設型応急住宅の建設、公共住宅や賃貸型応急住宅の確保に努めるなど、将来の復興に向けた対策に繋げつつ、住民等が帰宅・帰島又は移住までの市の対応をとりまとめるものである。

なお、長期避難のおそれとは、噴火時の火山観測・噴出物等からのマグマ（火山灰・軽石・溶岩）の噴出量、地下のマグマの残存量、深部からの供給量等に関する火山噴火予知連絡会、鹿児島地方気象台、京大火山センター等による評価を受けて、地下に相当量のマグマが残存、深部からの活発なマグマ供給が続いていて、噴火活動が継続、あるいはさらに高まると判断された場合のことを言う。

【参考　地下深部からのマグマ供給の判断】

- ➤ 軽石、火山灰、溶岩等の噴出量に見合う姶良カルデラの地盤の沈降・収縮を観測
  ⇒　深部からのマグマ供給は軽微／ほぼ順調に終息に向かうと予想される。
- ➤ 噴出物量から予想される規模の地盤の沈降・収縮が生じていない（凹みが小さい）
  ⇒　深部からのマグマ供給がある／活動の長期化、活発化の可能性がある。

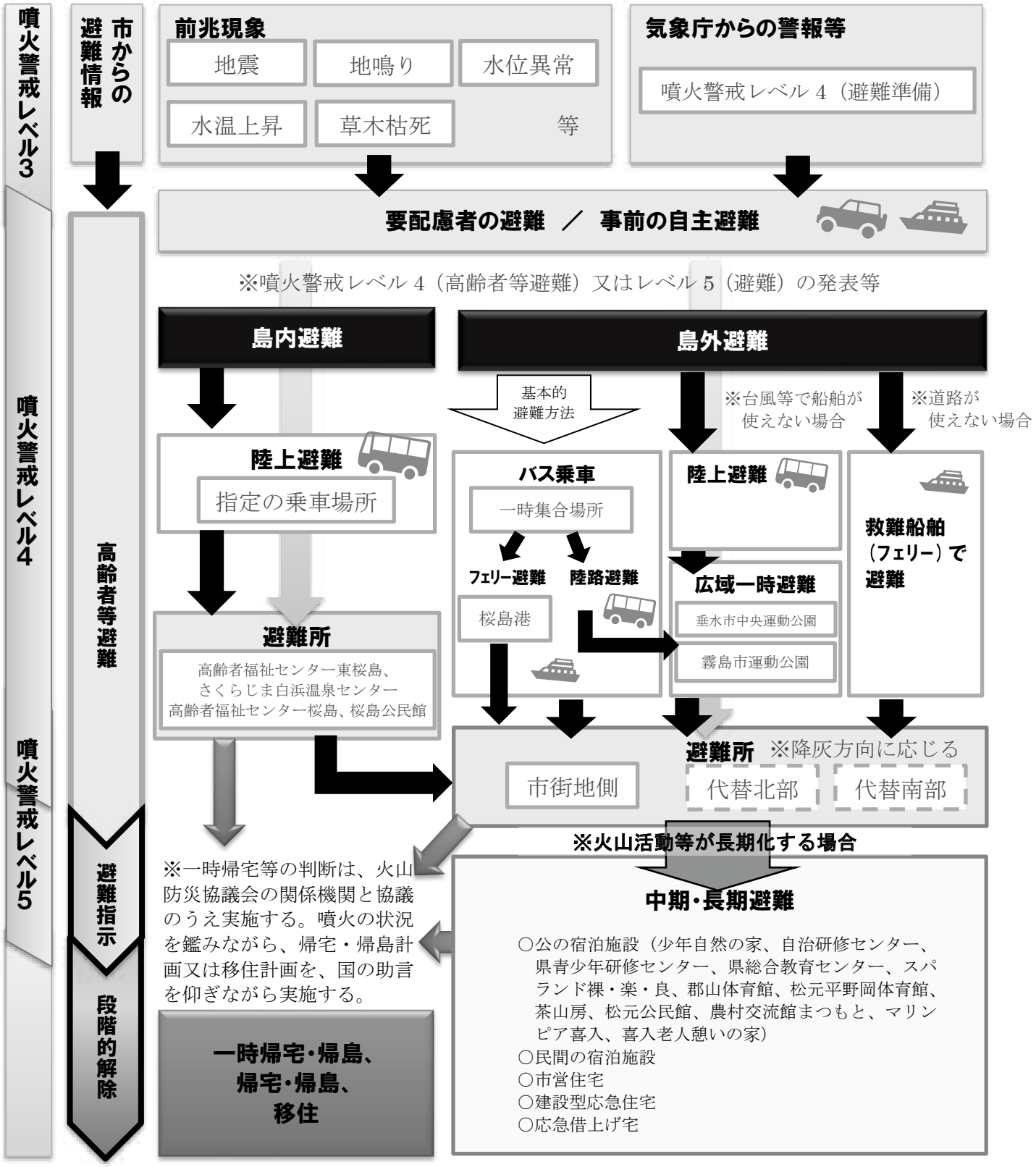

図　避難から長期避難までの流れ（イメージ）

※各対応の判断をする際、火山の状況を鹿児島地方気象台及び京大火山センター、大隅河川国道事務所等に確認する。

第２章　対応方針と防災体制

第１節　長期避難の対応方針

１　長期避難対策の準備及び実施

長期避難対策の準備及び実施については、地域防災計画「火山災害対策編」及び「桜島火山災害対策避難計画（以下、避難計画）」に基づき、避難者及び避難支援者の人命の安全及び心身の健康を第一に考えた対応で行うものとする。

⑴　実施責任者

対策実施責任者は、長期避難時のはじめは避難計画に合わせて次のとおりとし、火山活動の低下に伴う災害対策本部の段階的縮小に応じて、平常業務に移行していくものとする。

各実施責任者は、これらの応急対策を実施するため、 災害対策の組織等についてあらかじめ定めておくものとする。

対　策　内　容	実　施　責　任　者
長期避難時の火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報	鹿児島市長（危機管理課、消防局警防課） 警察署長
火山活動その他異常現象等の観測及び噴火予報・警報の発表	鹿児島地方気象台長
避難解除等の情報の発表及び帰宅・帰島等誘導	鹿児島市長（危機管理課、消防局警防課） 警察署長、鹿児島海上保安部長
輸送機関の動員及び従事命令	九州運輸局鹿児島運輸支局長 県知事（危機管理課、鹿児島地域振興局総務企画部、社会福祉課）
長期避難時の陸上警備及び対策情報の収集	鹿児島市長（危機管理課）、警察署長
長期避難時の海上警備及び対策情報の収集	鹿児島海上保安部長
避難所の設置及び炊き出し、 被服寝具等の給与及び貸与	鹿児島市長（地域福祉課） 関係市町村長、県知事(危機管理課)
避難者及び各対策要員の医療	鹿児島市長（市立病院）、市医師会長 日本赤十字社鹿児島県支部長 県知事（保健福祉部）
鹿児島港内の整理	県知事（鹿児島地域振興局建設部） 鹿児島海上保安部長
長期避難に係る各種情報の収集伝達及び各対策の総合調整	県知事（危機管理課、鹿児島地域振興局総務企画部）
長期避難時の道路通行規制	国土交通省、県知事（道路維持課）、 鹿児島市長（危機管理課）
避難に関する広域調整	県知事（危機管理課）

（注）社会福祉課の実施責任は災害救助法の適用時のみ。

第２節　長期避難時の体制

１　体制

避難計画に続き、危機管理指針で規定する危機レベルに対応した体制をとりつつ、段階的に体制を縮小し通常業務に戻すものとする。このとき、各対策部の業務は、各対策部に属する関係各課が引き継ぐものとする。なお、島外避難に際しては、桜島支所による長期避難者の窓口対応等を担う支援センターの設置を、人事班及び長期避難者の受入地区の支所支部と協議のうえ決める。

災害対策本部の廃止及び段階的な縮小は、災害発生のおそれがなくなり、噴火警戒レベル3において、警戒範囲が2kmまでになったとき、又は災害応急対策がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったときを基本とし、噴火警戒レベルの低下等に応じて縮小する。

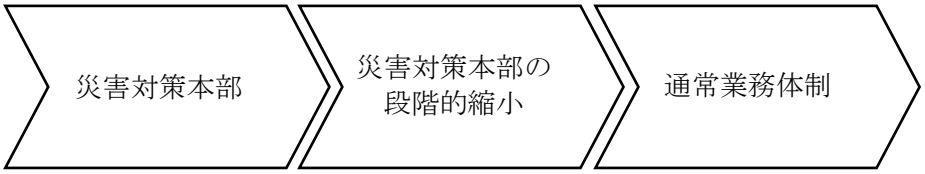

図　危機レベルに応じた体制の縮小の流れイメージ

⑴　配備基準及び組織体制

組織体制	責任者	配備基準
情報収集体制【5部長会議】	危機管理課長 【危機管理局次長】	噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表される等、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。
警戒体制 災害警戒本部体制	危機管理局長 （本部長）	ア　噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報（警報範囲の拡大）において、大きな噴石を2合目（2km以上）から2.4km以上に飛散させる爆発的な噴火、火砕流の流下が火口から1.5kmを越え居住地域への接近が予想される等、居住地域付近に重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき。 イ　有感地震が多発するなど、住民が自主的に避難する等情勢が悪化したとき。 ウ　他の自然災害が複合的に発生し、住民等の早めの避難誘導が必要と判断されたとき。 エ　知事の要請によるとき。
非常体制 災害対策本部体制	市長（本部長）	ア　桜島火山の大爆発又は噴火警戒レベル4（高齢者等避難）又は噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは市長が大噴火が切迫している状態又は事態が重大と認める場合 イ　知事の要請によるとき。

※　災害警戒本部の廃止は、災害発生のおそれがなくなったとき及び噴火警戒レベル３において、警戒範囲が２kmまでになったとき、又は災害対策本部が設置されたときを基本とする。

※　各対策部の所掌の詳細は、鹿児島市災害対策本部の組織編成及び所掌事務【資料編資料第 13】に基づく。

２　配備体制

配備は、災害の規模に応じて下表の第1配備から第3配備までに区分し、情勢に適応して段階的に縮小する。

配備区分	配備時期	活動内容	配備基準
第1配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。	噴火警報・予報等の火山に関する情報のほか、気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策の準備を行う。	災害応急対策の準備を行うために、災害連絡員のほか必要な要員を配備する。
第2配備	大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （広範囲にわたり避難所を運営している場合など）	災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施する。	各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備する。
第3配備	大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。 火山災害と、風水害、震災、津波災害等の自然災害又は海上輸送を妨げる台風等の荒天や避難路を損壊させる地震等の発生中に火山災害が発生するなどの複合災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （災害救助法が適用された場合など）	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとり、災害応急対策を実施する。	全職員を動員する。（半数程度の職員を常時配備する。）

第３章　長期に影響を及ぼす火山活動への対応

市は、長期に影響を及ぼす火山活動に対し、次の対応を行う。

第１節　長期避難に係る情報の収集

１　体制

市は、火山の活動状況及び長期避難中の住民等の状況等、長期避難に係る情報を収集する。このとき、火山の情報や避難に関する情報は災害対策本部で、長期避難に係る各種対策状況に係る情報は各対策部が収集する。なお、火山活動の低下に伴う災害対策本部の縮小があった場合は、各種対策本部に属する関係各課が災害対策本部と協議しながら実施する。

２　収集する情報

市は、長期避難対策に係る次の情報を収集する。収集した情報は災害対策本部で共有する。

⑴　火山活動に係る情報

火山活動に係る情報は、鹿児島地方気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所等の助言を受けながら行う。

①　火山活動等の状況

②　土石流・河川氾濫の状況

③　火山噴出物の被覆又は撤去状況

④　その他、関係する火山活動等の状況

⑵　長期避難中の住民等の状況に係る情報

長期避難中の住民等の状況は、各種避難所のコミュニティの長、ボランティア等の民間団体にも協力を得ながら情報を収集する。

①　住民等の避難状況（避難所以外への避難者も含む）

②　桜島等の被災している範囲の居住地等の状況

③　公共住宅の供与、建設型応急住宅の建設、賃貸型応急住宅の確保状況

④　公共住宅等の入居者管理状況

⑤　各種生活支援策の実施状況

⑥　被災者のメンタルヘルスケア状況

⑦　ボランティア等の活動状況

⑧　その他、関係する長期避難中の住民等の状況

第２節　現地での復旧作業開始の目安

１　体制

避難指示等で立入を規制されている範囲での復旧作業開始の目安は、「第１節　長期避難に係る情報の収集」で得られた情報に基づき、鹿児島地方気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所等の助言を受けながら、災害対策本部で判断を行う。

２　復旧作業開始の考え方

噴火時の火山観測・噴出物等からのマグマ（火山灰・軽石・溶岩）の噴出量、地下のマグマの残存量、深部からの供給量等に関する火山噴火予知連絡会、鹿児島地方気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所等による評価を受けて、蓄積されたマグマの大半が噴出され、深部からのマグマ供給が軽微で噴火活動は終息に向かっていると判断された場合において、火山防災協議会での協議を踏まえて、作業従事者の安全が確保された場合に復旧作業を開始することができる。

なお、復旧作業は、火山活動の状況を定時、鹿児島地方気象台に確認しながら行うものとする。

第３節　長期避難中の住民のための定期観測

１　体制

災害対策本部は、長期避難中の住民等に、避難元の居住地の状況を定期的に情報提供するため、避難指示等で立入を規制されている範囲の状況を定期的に観測又は、関係機関が得た情報等を収集する。

２　長期避難中の住民のための定期観測等

長期避難中の住民等に、避難元の居住地の状況を定期的に情報提供するため、次のことを行う。

⑴　防災対応目的で、避難指示等で立入を規制されている範囲に市職員が入る場合、避難元の居住地の状況が分かる写真やビデオ映像を撮影する。なお、飛行機やＵＡＶ（無人航空機）を用いて上空を調査する際も同様とする。

⑵　関係機関が、避難勧告等で立入を規制されている範囲で調査等を実施する際に、得られた避難元の居住地の状況が分かる写真やビデオ映像を、予め関係機関と調整の上で、住民等に提供できる形式で入手する。

第４章　中期避難・長期避難者への対応

市は、長期避難が必要な住民等に対し、次の対応を行う。

第１節　中期避難・長期避難等の対応

１　中期避難と長期避難の位置づけと移行の流れ

中期避難と長期避難の位置づけは次のとおりである。

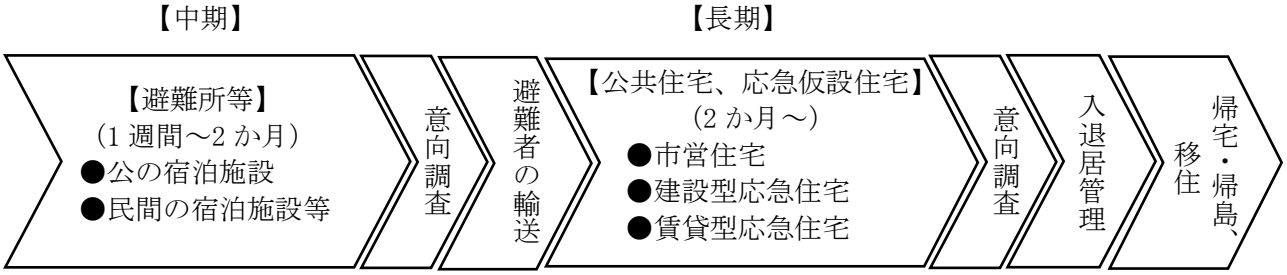

図　避難期間と避難所等の目安

２　体制

公共住宅の供与、建設型応急住宅の建設及び住宅の応急修理は建設対策部が担当し、賃貸型応急住宅の確保、入居者の選定及び入退居管理については健康福祉対策部救助班が担当する。中期避難・長期避難への住民等の輸送は、市民対策部運輸班が行う。なお、本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、宅建協会等の関係機関と協議を行い、適切な応援を得て実施する。

３　中期避難・長期避難における避難所等の開設・運営

避難所等の開設・管理は、避難所班が対応し、運営は、基本的には町内会・自主防災組織など住民主体で行う。なお、救助班は避難所運営マニュアルを作成するなど支援に努める。また、長期避難に対応するため、避難所班員の増員など人員の配置については、職員の健康状態や持続可能性を考慮し人事班が行う。このとき、桜島支部は優先的に中期避難・長期避難が必要な住民の対応にあたる。

⑴　避難所班長の業務

①　避難所の開設及び閉鎖に関すること。

ア　本部長の命による避難所の開設及び閉鎖

イ　避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知

②　避難所の管理に関すること。

ア　避難状況の調査及び救助班長への通知

イ　避難所避難者台帳の作成

ウ　避難所業務日誌の記録

エ　避難所施設の保全管理

オ　避難所施設管理者との連絡調整

カ　男女別のトイレ及び更衣場所の確保

キ　授乳場所の確保

ク　プライバシーの確保

ケ　男女双方の視点等の多様性に配慮した管理

コ　長期避難を見据えた自助・共助の備えの継続的な広報・周知

③　避難所における救助活動に関すること。

ア　避難者に対する災害情報等の広報伝達

イ　被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知

ウ　物資の受付（一時保管を含む）と受付記録の救援物資受付班長への通知

エ　その他必要な救助活動

④　避難所業務の引継ぎに関すること。

ア　重要引継事項の文書による引継ぎ

イ　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

⑤　関係帳簿等の整備に関すること。

ア　避難所避難者台帳

イ　炊出し受給者名簿

ウ　物資給与及び受領簿

エ　その他必要な書類

4　中期避難・長期避難所の確保

中期避難・長期避難が必要な住民等の避難先は、下表「中期避難・長期避難計画（中期避難・長期避難所一覧）」で示す地区ごとの避難所を基本とし、コミュニティの維持・確保に十分配慮して決定する。なお、適宜、避難者数や属性等の把握に努め、本表を更新する。

表 中期避難・長期避難計画（中期避難・長期避難所一覧）

<table>
<tr><th>対象地区</th><th>短期避難所</th><th>長期避難所
希望世帯数・人数</th><th>中期避難所</th><th>長期避難所</th></tr>
<tr><td>桜島赤水町</td><td>鹿児島玉龍高校</td><td>176 人・79 世帯</td><td rowspan="4">松元平野岡体育館
茶山房</td><td rowspan="19">各団地の
中央公園
等</td></tr>
<tr><td>桜島横山町</td><td>城西中学校</td><td rowspan="2">461 人・179 世帯</td></tr>
<tr><td>桜島小池町</td><td>城西中学校</td></tr>
<tr><td>桜島赤生原町</td><td>鹿児島玉龍高校</td><td>220 人・81 世帯</td></tr>
<tr><td>桜島武町</td><td>鶴丸高校</td><td>320 人・136 世帯</td></tr>
<tr><td>桜島藤野町</td><td>天保山中学校</td><td>206 人・92 世帯</td><td rowspan="5">郡山体育館
スパランド裸･楽･良</td></tr>
<tr><td>桜島西道町</td><td>清水中学校</td><td>148 人・71 世帯</td></tr>
<tr><td>桜島松浦町</td><td>甲東中学校</td><td>97 人・41 世帯</td></tr>
<tr><td>桜島二俣町</td><td>甲東中学校</td><td>70 人・26 世帯</td></tr>
<tr><td>桜島白浜町</td><td>大龍小学校</td><td>309 人・144 世帯</td></tr>
<tr><td>新島町</td><td>長田中学校</td><td>0 人・0 世帯</td><td rowspan="4">少年自然の家</td></tr>
<tr><td>野尻町</td><td>鹿児島中央高校</td><td>66 人・31 世帯</td></tr>
<tr><td>持木町</td><td>鹿児島中央高校</td><td>55 人・31 世帯</td></tr>
<tr><td>東桜島町</td><td>名山小・中央公民館</td><td>259 人・133 世帯</td></tr>
<tr><td>古里町</td><td>山下小学校</td><td>72 人・40 世帯</td><td rowspan="4">県青少年研修センター</td></tr>
<tr><td>有村町</td><td>松原小学校</td><td>7 人・5 世帯</td></tr>
<tr><td>黒神町</td><td>城南小学校</td><td>49 人・30 世帯</td></tr>
<tr><td>高免町</td><td>長田中学校</td><td>103 人・53 世帯</td></tr>
</table>

※　世帯数・人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果(平成 28 年 9 月)」による設問「(6) 避難が長期化し、数か月から 1 年以上にわたった場合、どのような「長期的な避難先」を希望しますか？」で「2　市が準備する仮設の住宅など」を選択した方の人数

⑴　中期避難所の確保に係る考え方

中期避難所には、公の宿泊施設、民間の宿泊施設等を充て、下表「中期避難所の所在地等」に示す避難所を基本とし、中期避難者の人数に対し中期避難所が不足する場合は、公の宿泊施設、民間の宿泊施設等の施設管理者と協議のうえで充てる。

表：中期避難所の所在地等

No.	避難所	所在地(電話番号)	設備		対象地区
1	少年自然の家	吉野町 11078-4 (099-244-0333)	洋室 28 人×9 室 板間 37 人×4 室	大浴場 食堂	持木、野尻、東桜島
2	自治研修センター	宮之浦町 870-1 (099-294-2011)	洋室 2 人×74 室 身障者用 1 人×3 室	大浴場 食堂	
3	県青少年研修センター	宮之浦町 4226-1 (099-294-2111)	和室 24 畳×1 室 洋室 58 室	大浴場 食堂	古里、有村、黒神(宇土、塩屋ヶ元)、高免町(浦之前、園山、高免)
4	県総合教育センター	宮之浦町 862 (099-294-2311)	洋室 3 人×19 室	中浴場 食堂	
5	スパランド裸・楽・良	東俣町 1450 番地 (099-245-7070)	洋室 2 人×4 室 和室 10 畳×13 室 特別室 7.5 畳×1 室 悠遊館 116 畳	大浴場 (温泉) 食堂	桜島赤水、桜島横山、桜島小池、桜島赤生原、桜島藤野
6	郡山体育館	東俣町 1464 (099-298-8448)	1,972 ㎡		
7	松元平野岡体育館	上谷口町 3400 (099-278-5100)	1,958 ㎡ 和室 39 畳×1 室	大浴場 (温泉) 食堂	桜島武、桜島松浦、桜島二俣、桜島白浜
8	茶山房	上谷口町 3400 (099-278-5100)	ホール 140 畳（板間） 和室 7、30、42 畳×各 1 室		
9	松元公民館	上谷口町 3366-1 (099-278-1312)	和室 18 畳×3 室		
10	農村交流館まつもと	上谷口町 3366-11 (099-278-2120)	和室 18、48 畳×各 1 室		
11	マリンピア喜入	喜入町 6094-1 (099-345-1117)	和室 189 畳×1 室	大浴場 (温泉) 食堂	
12	喜入老人憩いの家	喜入中名町 1000-22	和室 70 畳×1 室	浴場 (温泉) 食堂なし	

⑵　長期期避難所の確保に係る考え方

長期避難所には、建設型応急住宅、公営住宅、賃貸型応急住宅を充て、長期避難者の人数に対し長期避難所が不足する場合は、公の宿泊施設、民間の宿泊施設等の施設管理者と協議のうえで充てる。

①　建設型応急住宅、公営住宅、賃貸型応急住宅の充て方

ア　中期避難者（避難所以外への避難者も含む）に、長期避難に向けた意向調査を実施し、長期避難先の確保に向けた準備を行う。

イ　火山噴火予知連絡会、鹿児島地方気象台、京大火山センター等による評価を受けて、長期避難のおそれがあると判断された場合や、火山噴出物や土石流の被覆等により帰宅・帰島が困難と判断された場合等において速やかに公共住宅、応急仮設住宅を充てる。

ウ　地域コミュニティ維持に配慮し、応急仮設住宅を長期避難所として確保を進め、意向調査等で希望する避難者には公営住宅、賃貸型応急住宅を充てる。

エ　被災者への住宅の供給は、第３章第１３節　住宅の供給及び応急修理計画による。

②　建設型応急住宅の建設用地の選定、建設等での配慮

ア　建設用地の選定

・　長期に安定して活用できる土地
・　日常生活の利便性が確保できる土地
・　ライフラインが整っている土地
・　二次災害等の危険が少ない土地、被災害が不安なく生活できる土地
・　復興の妨げにならない土地

イ　建設

・　入居する世帯人数を考慮した間取り
・　入居する家族の属性（高齢者、心身に障害のある者等）
・　ペットの有無
・　自家用車の有無
・　緊急車両が通行可能な道路幅

【参考　中期避難・長期避難所とコミュニティの関係図（市域全体図）】

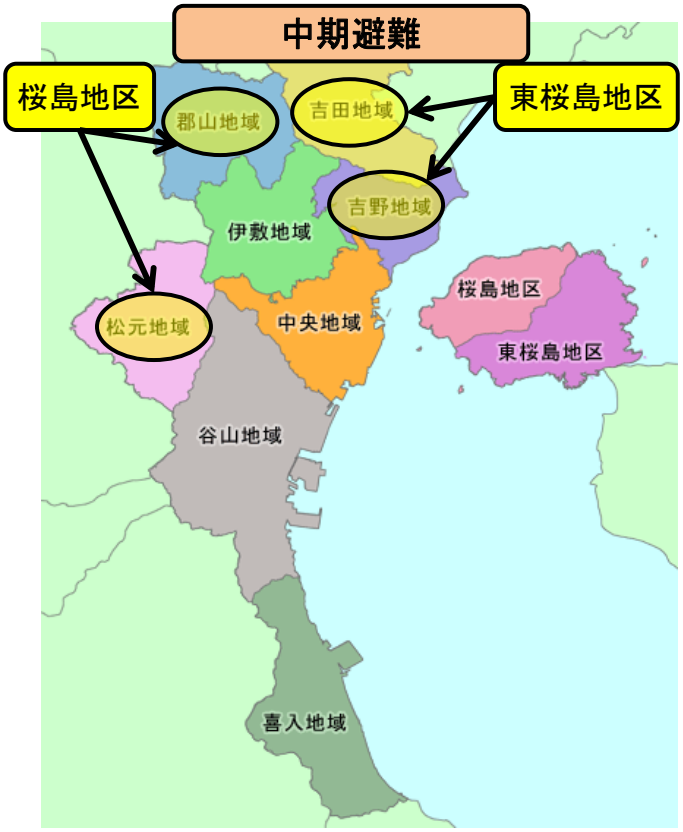

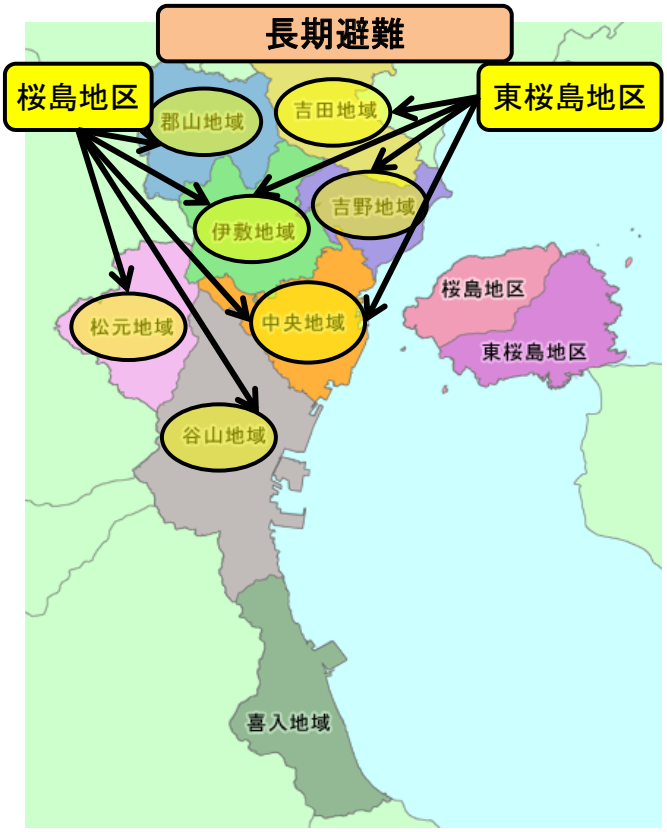

【参考　吉田・吉野地域の中期避難所の位置図】

【参考　郡山地域の中期避難所の位置図】

【参考　松元地域の中期避難所の位置図】

【参考　建設型応急住宅の仕様】

建設型応急住宅の仕様は、「簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る」という観点から1戸当たり平均29.7㎡を標準とし、費用は平均2,530千円以内とされている。災害はその規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるため、特別な事情がある場合には、内閣総理大臣に協議し、「特別基準」を設定することができる。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（平成25年10月1日内閣府告示第228号）（抄）

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第2条　法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

二　応急仮設住宅

イ　住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものであること。

ロ　1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のために支出できる費用は、253万円以内とすること。

ハ　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。

ニ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できること。

ホ　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができること。

ヘ　災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

ト　応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる（特別基準；災害救助法施行令第3条第2項）。

【参考　過去の災害における主な特別基準の例】

災害	特別基準
阪神・淡路大震災（平成7年）	希望する全ての被災者・畳、エアコン・手すり（トイレ、浴室）の設置、存続期間の延長（特定非常災害法）、解体撤去費
有珠山噴火災害（平成12年）	阪神・淡路大震災における特別基準（存続期間の延長、解体撤去費を除く）、耐積雪補強（積雪0.5～1.3m）、天井・床・内壁部分に断熱材を充填、上水道凍結防止・二重サッシ・手すり（玄関）の設置
新潟県中越地震（平成16年）	有珠山噴火災害における特別基準（耐積雪補強を除く）、耐積雪補強（積雪2m）、結露対策（屋根裏の換気扇）、すきま風防止（床）、存続期間の延長（特定非常災害法）
東日本大震災（平成23年）	中越地震における特別基準（耐積雪補強を除く）、住家に直接被害がないが、避難指示等により長期にわたり自宅に居住できない者、風除室、暖房便座、風呂の追い焚き機能の設置、用地の借料、発災以降に被災者名義で契約した賃貸住宅の借上げ、賃貸住宅へのエアコン等の設置

※　「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」（平成27年3月内閣府（防災担当））より

５　ペット・家畜の対応

ペット・家畜の避難は、避難計画に基づき実施するものとし、避難が長期に及ぶ場合、ペットは、飼養者の責任において携行品（首輪、ケージ、餌等）とともに同行避難を行う。中期避難・長期避難所では、町内会・自主防災組織における避難所運営の中でペットの受入れ体制を整えるとともに、飼養者に対する適正な飼養の指導を行う。

なお、家畜の長期避難対応は、避難計画に基づく家畜避難場所において引き続き対応するものとする。

ペット・家畜も中期避難・長期避難により過度なストレスがかかるおそれがあるため、定期的に獣医師の派遣を要請する。また家畜は日常的な監視下での飼養の必要があるため、家畜の飼養者が希望する場合は、家畜避難場所付近の中期避難・長期避難所への入居もできるよう配慮する。

第２節　被災者の健康管理、衛生管理、メンタルヘルスケア

１　体制

被災者は、被災のショックや長期にわたる避難生活などの生活環境の激変によって、心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、保健所班は、被災者の健康管理、衛生管理、メンタルヘルスケアなどを実施することとし、電話相談などの相談体制を確立する。被災した精神病院の入院患者等については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。

このほか、支援体制として、ＤＰＡＴに加え、臨床心理士会、医師会、鹿児島県精神保健福祉センター、行政のスタッフ、地域の社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、精神科医等の専門家等の他、災害ボランティアと連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

２　健康管理・衛生管理

被災者の健康管理・衛生管理は、避難所等における環境整備と避難者の健康管理、要配慮者の安否確認、地域包括支援センター等関係機関との連係による医療・福祉・介護サービスへのつなぎ、在宅者の家庭訪問、健康調査、感染症サーベイランス（感染症発生動向調査）等を行う。このとき、災害時に起こりやすい健康課題を踏まえ対応する。特に長期にわたる避難生活においては、食生活支援及び口腔ケアが、最近の災害事例においても重要な対応事例となっているなどの報告もあるため、最近の災害事例を踏まえた健康課題の事例を次に示す。

≪災害時に起こりやすい健康課題≫

健康課題	指導のポイント
エコノミークラス症候群	・同じ姿勢を取り続けないこと、圧迫を避けること。 ・水分を制限することなく、十分に摂取すること。 ・足首を回す等の運動を定期的に行うこと。
感　染　症	・マスク、手洗い、うがいの励行 ・流水が得られない場合の消毒方法 ・トイレの使用方法（感染性胃腸炎の予防）

感　染　症	・期限切れや保存方法が適切でない場合の食品の破棄（食中毒予防） ・くつ、手袋等の着用によるけが防止（破傷風予防）
ストレス関連障害	・災害時の心的反応のプロセスに関する啓発 ・有症状者の早期発見のために巡回し、健康観察を行う。 ・こころのケアに関する支援体制づくり
便　秘	・適切な水分摂取 ・適度な運動 ・早めに専門家に相談すること。
アルコール依存症	・アルコール問題保有者等への教育的介入 ・一般市民への啓発 ・避難所管理者等への説明
生活不活発病	・活動的な空間づくり ・生活リズムや環境を整えるための体操や換気、掃除等の導入 ・避難所でも楽しみや役割をもつように促す。

３　メンタルヘルスケア対策

突然の災害に遭遇、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね1か月ないし半年を経過した頃からＰＴＳＤ症状の被災者が現れる。ＰＴＳＤは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、被災者の多様性にも配慮しつつ、正しい認識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

⑴　被災者に対する配慮

①　被災者の被災状況や多様性等に配慮して対応にあたる。

②　相手の感情を受け止め、過度の励ましを控える。

③　災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック（思い出したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

ア　行政や報道機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。災害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に待つ。

イ　学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

ウ　防災訓練そのものがフラッシュバックを起こす恐れもあるので、実施に当たっては十分に配慮するものとする。

⑵　救援者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてＰＴＳＤ（ＣＩＳ～クリティカル・インシデント・ストレス）にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

① 災害現場では、ベテランと若手がローテーションを組む。
② リーダーシップをとる立場の者に対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポーターとして活用するものとする。
③ メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合う機会を設ける。
④ 救援者が休息を計画的に取れるよう配慮する。

第３節　生活支援策

１　体制

避難所においては、健康福祉対策部（救助班）、桜島支部が協力しながら、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要な対策を検討する。火山災害が長期化した場合、被災者は職の喪失、事業者は事業の再開の困難、農林水産業従事者は農地等の荒廃による継続の困難など、生活のための収入の道をたたれ、市民の生活再建が困難となる場合も予想されるため、被災者の生活支援策を積極的に実施する。また、市民対策部（相談班、消費生活班）は、被災状況を考慮して、多数の市民からの相談が寄せられると想定される場合は被災者支援のための相談特設会場を設けることとする。なお、各種生活支援策は、生活支援策の特性に応じた各対策部が行う。このとき、災害対策本部は長期避難対応を経験した地方公共団体に加え、災害ボランティアやＩＴシステム等を活用した各種業務処理を得意とした企業等の民間団体に協力要請を広く求めるとともに、市外からの派遣に係る連絡があった場合は積極的に受け入れるよう努める。

また、市長は物価の高騰、買占め、売惜しみや便乗値上げ等を防止するため、価格調査等による物価の監視や横断体制の強化、市民への物価啓発を行い、物価の安定に努める。

２　生活支援策

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復を図るための避難所管理運営等、生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

⑴　市民生活相談

※市民生活相談【資料編資料第80・Ⅰ-278】

⑵　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

※災害廃棄物等の処理（がれき処理）【資料編資料第81・Ⅰ-278】

⑶　災害弔慰金等の支給

※災害弔慰金等の支給【資料編資料第82・Ⅰ-279】

⑷　税の徴収猶予及び減免等

※税の徴収猶予及び減免等【資料編資料第83・Ⅰ-284】

⑸　職業のあっせん等

※職業のあっせん等【資料編資料第84・Ⅰ-284】

⑹　郵便葉書、簡易保険郵便年金等の扱い

※郵便葉書、簡易保険郵便年金等の扱い【資料編資料第85・Ⅰ-285】

⑺　民生関係の融資

※民生関係の融資【資料編資料第86・Ⅰ-286】

⑻　住宅資金の融資

※住宅資金の融資【資料編資料第87・Ⅰ-288】

⑼　農林漁業関係の融資

※農林漁業関係の融資【資料編資料第88・Ⅰ-289】

⑽　商工業関係の融資

※商工業関係の融資【資料編資料第89・Ⅰ-292】

⑾　その他、県、国、及び関係機関等の助言に基づく支援策

【参考　ＩＴシステムの活用による罹災証明等の発行事例（熊本地震）】

熊本地震の際、熊本県西原村では、被災した現地での調査においてタブレット端末を用いて現在位置と世帯や建物情報を地図で確認しながら、世帯に紐づけたデータ管理を一元的に実施し、短期間で罹災証明書の送付を完了した。

※　「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」（第3回）資料3-3より

第４節　長期避難者への定期的な情報提供・説明会の開催

１　体制

長期避難者への定期的な情報提供・説明会の開催は、災害対策本部が実施する。このとき、生活支援策等の説明をする場合など、説明会の内容に応じた対策部が実施する。

２　実施する情報提供・説明会等

⑴　開催時期

国、県、及び関係機関等から新規に得られた情報は、早急に多様な手段で提供し、継続的な情報提供は、住民等の要望を受けながら定期的に説明会等で提供する。このとき、中期避難・長期避難所以外への避難者にも伝わるように情報提供を行う。

⑵　情報提供について

①　新規に得られた情報

新規に得られた情報は次の手段で提供する。

ア　同報系防災行政無線

イ　報道機関によるテレビ、ラジオ、新聞等

ウ　安心ネットワーク119メール、緊急速報メール

エ　市広報車や消防車両による巡回広報

オ　航空機、船舶等による広報

カ　ホームページ（五カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語））、防災情報システム及びソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）

キ　ポスター等の掲示（フェリーターミナル、鹿児島中央駅等）

ク　その他、サンサンコールかごしま等

②　定期的な説明会等

定期的な説明会等では、火山活動の状況やいつ帰宅・帰島できるかに係る内容を伝えるため、市だけでなく、国、県、及び関係機関等の協力も得ながら実施する。説明会等で提供する情報は次のとおりである。

ア　火山・土石流・河川氾濫の状況（協力を期待する講師例：気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所、内閣府（防災担当）の防災エキスパート）

イ　避難元の家屋の状況（協力を期待する講師例：気象台、大隅河川国道事務所）

ウ　各種生活支援策について（協力を期待する講師例：県、内閣府（防災担当）等）

エ　避難・警戒区域の縮小、一時帰宅・帰島、帰宅・帰島等に係ること。（協力を期待する講師例：気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所、内閣府（防災担当）の防災エキスパート）

オ　その他、住民等から要望があった内容

第５章　避難者の一時帰宅・帰島

長期避難中の住民等のこころの安定や避難元の家屋の維持等を目的に、火山活動の停滞が確認された場合は、避難者の一時帰宅・帰島を実施する。

１　体制

一時帰宅・帰島の判断は防災関係機関との協議で行い、一時帰宅・帰島計画は、災害対策本部が作成する。一時帰宅・帰島に係る住民等の輸送は、「第３章第１９節　輸送計画」に基づき、市民対策部運輸班が行う。

２　一時帰宅・帰島の判断の考え方

噴火時の火山観測・噴出物等からのマグマ（火山灰・軽石・溶岩）の噴出量、地下のマグマの残存量、深部からの供給量等に関する火山噴火予知連絡会、鹿児島地方気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所等による評価を受けて、蓄積されたマグマの大半が噴出され、深部からのマグマ供給が軽微で噴火活動は終息に向かっていると判断された場合において、一時帰宅・帰島を検討することができる。

このとき、防災関係機関との協議を踏まえて、一時帰宅・帰島を開始することができる。

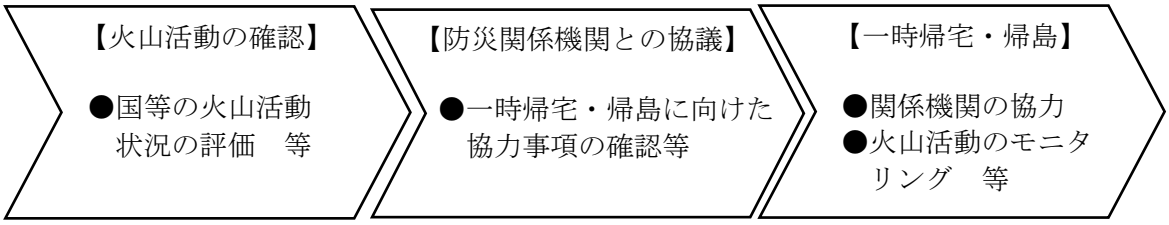

図　一時帰宅･帰島の判断の考え方の流れ

３　一時帰宅・帰島の実施

一時帰宅・帰島は、住民等の安全を第一に考え、万が一の火山活動の突然の突発化時にすぐ避難できる人数で実施することを基本とする。

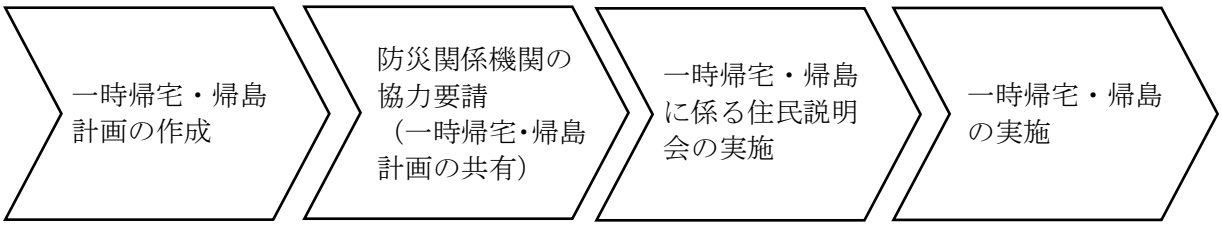

図　一時帰宅･帰島の流れ

⑴　一時帰宅・帰島計画の作成

避難計画に基づく地区ごとに一時帰宅・帰島計画を作成する。なお、移動手段は市民対策部輸送班が対応する。このとき、道路や港等の状況だけでなく、万が一の火山活動の急変や緊急避難に備えた、陸上・海上輸送の手段を準備しておくものとする。

⑵　防災関係機関の協力要請

一時帰宅・帰島を安全に実施するため、火山や土砂災害等の活動状況の随時確認できる機関、住民等の輸送に係る機関、輸送時の体調管理や万が一の緊急避難に係る機関等と、「一時帰宅・帰島計画」について事前に協議をし、協力要請を行う。

⑶　一時帰宅・帰島に係る住民説明会の実施

一時帰宅・帰島をする際、長期避難中の住民等に対して住民説明会を開催し、周知する。住民説明会で周知する事項は次のとおりとする。

①　一時帰宅・帰島の目的（個人財産の保全、修繕、等）
②　一時帰宅・帰島スケジュール（実施日、滞在時間、集合場所、等）
③　帰宅・帰島手段（市バス、フェリー、自家用車、等）
④　一時帰宅・帰島できる人数（火山活動状況に応じて各世帯１名、等）
⑤　装備や持参できるもの（ヘルメット、カメラ、ビデオ、掃除道具、等）
⑥　一時帰宅・帰島時のルール（禁止事項の周知、等）

⑷　一時帰宅・帰島の実施

火山活動状況のモニタリング状況を逐一確認しながら、住民等の行動範囲を把握し、実施する。万が一、火山活動状況に異常があった場合は、緊急避難を行う。

【参考　三宅島 2000 年噴火時における帰宅・帰島に向けた説明会の開催の様子】

住民説明会 開催年月	住民説明会の内容
2000 年 11 月	三宅島の現状報告（ビデオ）、講演：雄山の火山活動について、被害の現状と今後の対応について
2001 年 5 月	三宅島の現状報告（ビデオ）、一時帰島について国・都との協議、5/4 から島での夜間常駐の試行開始、義援金の配分について、住民自主活動支援事業を新設、泥流被害世帯への写真の送付
2002 年 10 月	火山活動の説明
2003 年 3 月	共済及び地震保険について
2004 年 4 月	帰島に向けた村の考え方、「帰島プログラム準備検討会報告書」、火山ガスの状況、火山ガスと健康影響
2004 年 9 月	帰島意向調査結果説明、帰島計画説明、「帰島・生活再開の手引き」説明
2004 年 11 月	引っ越し計画、被災者生活再建支援金の準備申請受付、災害援護資金の事前相談、避難指示解除後の都営住宅の申込

※　三宅島噴火災害の記録（東京都三宅村、平成 20 年）より

第６章　避難者の帰宅・帰島、移住

火山活動の終息が確認された場合は、避難者の帰宅・帰島を実施する。火山噴出物や土石流の被覆等により帰宅・帰島が困難な地域がある場合は、その旨を関係住民に早急に伝える。

１　体制

帰宅・帰島、移住の判断は防災関係機関との協議で行い、帰宅・帰島計画は、災害対策本部が作成する。帰宅・帰島に係る住民等の輸送は、「第３章第１９節　輸送計画」に基づき、市民対策部運輸班又は、住民自身が行う。なお、移住は住民自身の判断とする。

２　帰宅・帰島の判断の考え方

噴火時の火山観測・噴出物等からのマグマ（火山灰・軽石・溶岩）の噴出量、地下のマグマの残存量、深部からの供給量等に関する火山噴火予知連絡会、鹿児島地方気象台、京大火山センター、大隅河川国道事務所等による評価を受けて、蓄積されたマグマの大半が噴出され、深部からのマグマ供給が軽微で噴火活動は終息に向かっていると判断された場合において、帰宅・帰島を検討することができる。

このとき、火山活動の状況、防災関係機関との協議、砂防事業等の各種災害防災策の実施状況を踏まえて、段階的又は全域の帰宅・帰島を開始することができる。

また、山噴出物や土石流の被覆等により帰宅・帰島が困難な地域は、帰宅・帰島が困難な状況が分かり次第、速やかに関係住民に伝える。

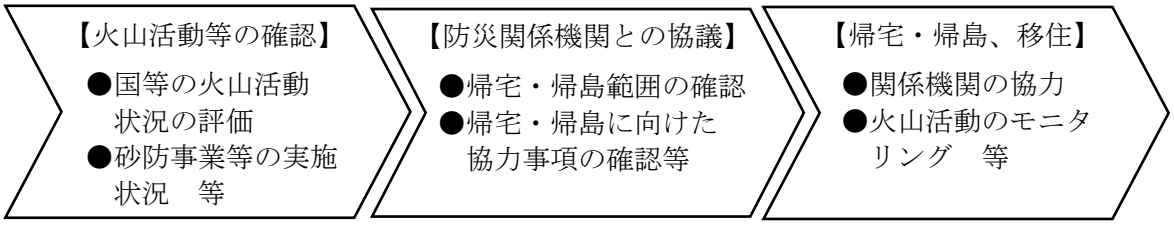

図　帰宅･帰島、移住の判断の考え方の流れ

３　帰宅・帰島、移住の実施

⑴　帰宅・帰島の実施

帰宅・帰島は、火山の影響が及ぶ範囲に応じて段階的又は全域に分けて行う。

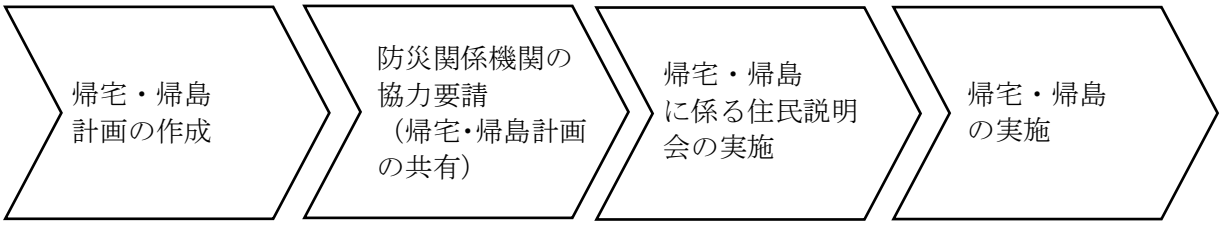

図　帰宅･帰島の流れ

① 帰宅・帰島計画の作成

帰宅・帰島計画を作成する。移動手段は市バス、フェリー又は自家用車等とする。なお、帰宅・帰島範囲が限定的である場合は、帰宅・帰島が可能な範囲を地図等にとりまとめる。

② 関係機関の協力要請

帰宅・帰島を実施するため、火山や土砂災害等の活動状況の随時確認できる機関、住民等の輸送に係る機関、砂防事業等に係る機関等と、「帰宅・帰島計画」について事前に協議をし、協力要請を行う。

③ 帰宅・帰島に係る住民説明会の実施

帰宅・帰島をする際、長期避難中の住民等に対して住民説明会を開催し、周知する。住民説明会で周知する事項は次のとおりとする。

ア 帰宅・帰島の範囲（段階的又は全域）

イ 帰宅・帰島スケジュール（実施日、等）

ウ 帰宅・帰島手段（市バス、フェリー、自家用車、等）

エ 帰宅・帰島時の注意点（禁止事項の周知、等）

④ 帰宅・帰島の実施

住民等が安全に帰宅・帰島するため、輸送や交通誘導等を実施する。

⑤ 帰宅・帰島者のモニタリング

住民等の帰宅・帰島後、短期間で生活が避難前の状態に戻ることは困難であるため、帰宅・帰島者の生活状況等を定期的にモニタリングする。

⑵ 移住者のモニタリング

住民等の移住後、短期間で生活が避難前の状態に戻ることは困難であるため、移住者の生活状況等を定期的にモニタリングする。

【参考　帰島計画の事例（三宅島 2000 年噴火時の帰島までの流れ）】

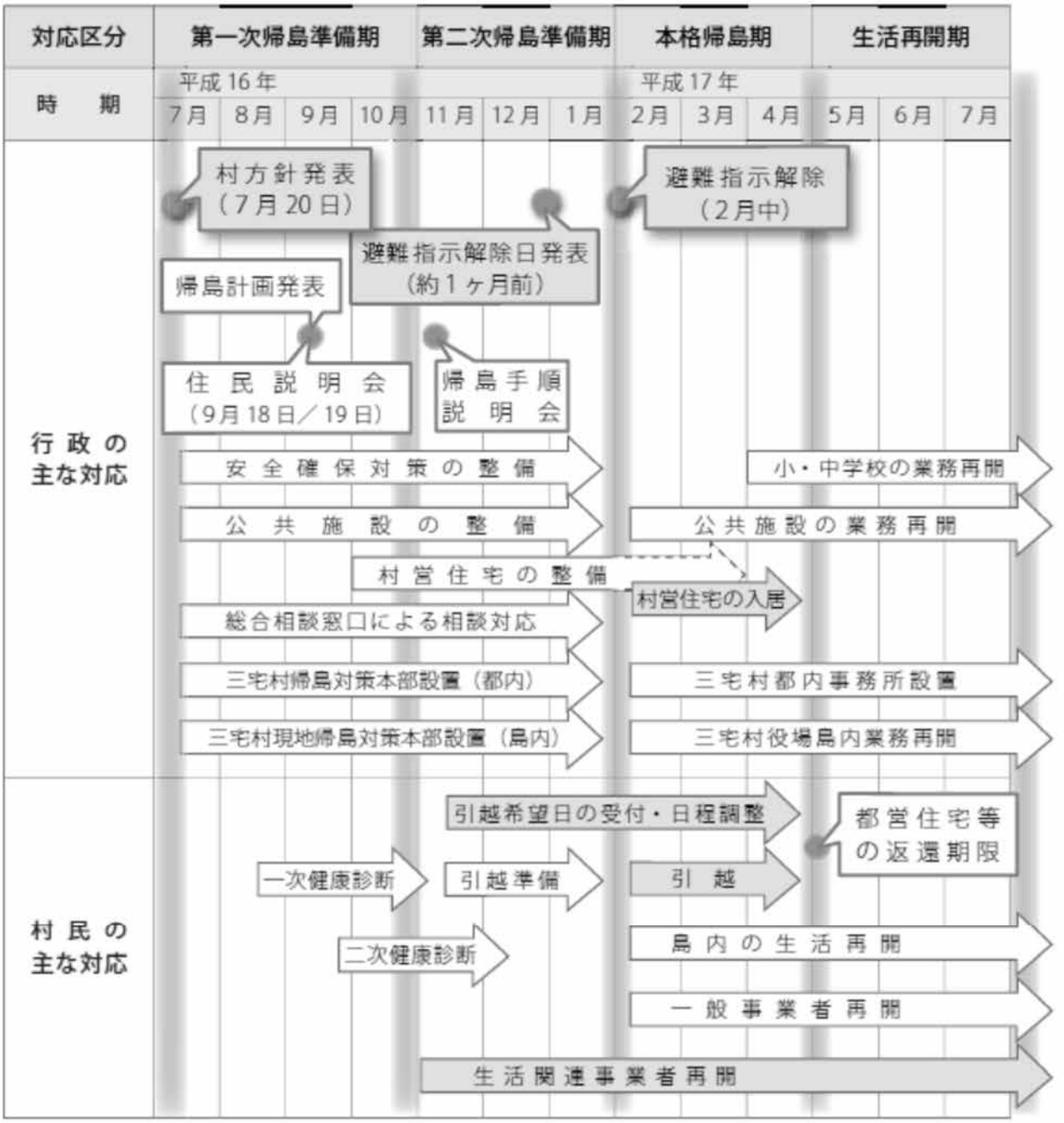

※　帰島計画は、避難指示解除日を平成 17 年 2 月 1 日に想定して、作成しています。

※　三宅島噴火災害三宅村帰島計画（三宅村、平成 16 年）より

第７章　受援体制の強化

災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から支援を受けることができるよう、人と物の観点で受援体制を整える。

１　体制

国、県若しくは市区町村の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、業務内容や必要人数を精査した受援計画を踏まえ人事班が担当する。義援金・義援物資等の募集については、義援金受付班・救援物資受付班で受付け記録をしたのち、救助班において保管する。また、義援金の配分は、関係する本部員で構成する配分委員会を設けて対応し、義援物資の受入れ等は、災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送等の協力に関する協定に基づき、物資集積拠点運営のノウハウをもつ民間物流事業者の協力のほか、必要に応じて日本赤十字社鹿児島県支部、市社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得ながら実施する。

２　応援要請に基づく受援について

他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援は受援計画に基づき実施する。

３　義援金・義援物資の取扱い

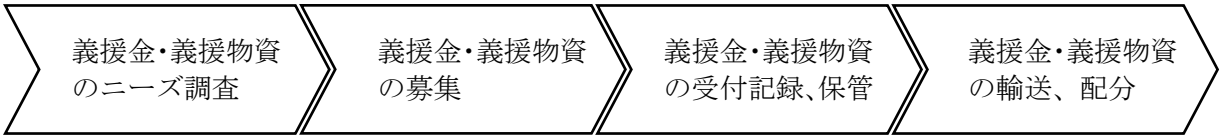

図　義援金･義援物資の取扱いの流れ

⑴　義援金の取扱い

義援金の募集は次の手順で実施し、その後の受付け記録、保管、配分は体制に記載されたとおりに実施する。

①　義援金の募集は、本庁、各支所等へ義援金箱を設置する他、振込のための口座を開設する。

②　金融機関へ義援金振込手数料の免除申請を行う。また、日本郵便株式会社については、現金書留郵便料の免除申請も合わせて実施する。

⑵　義援物資の取扱い

①　義援物資の取扱方針

大規模災害時は、大量の義援物資が送られてくることが想定されるため、市は予め、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。

②　義援物資の取扱方法

ア　受け付ける品目、送付場所等の決定

救助班、各支部及び避難所班等からの報告により、避難所等での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決定する。

イ　受け付ける品目、送付場所等の広報

広報班は、救助班がアで決定した事項を報道機関を通じて広報する。

ウ　義援物資の集積・輸送

災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送等の協力に関する協定に基づき、物資集積拠点運営のノウハウをもつ民間物流事業者の協力を得て実施する。

エ　義援物資の配分

義援物資の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分するものとする。このとき中期避難・長期避難所以外への避難者への対応も留意する。

図　物資集積拠点の位置

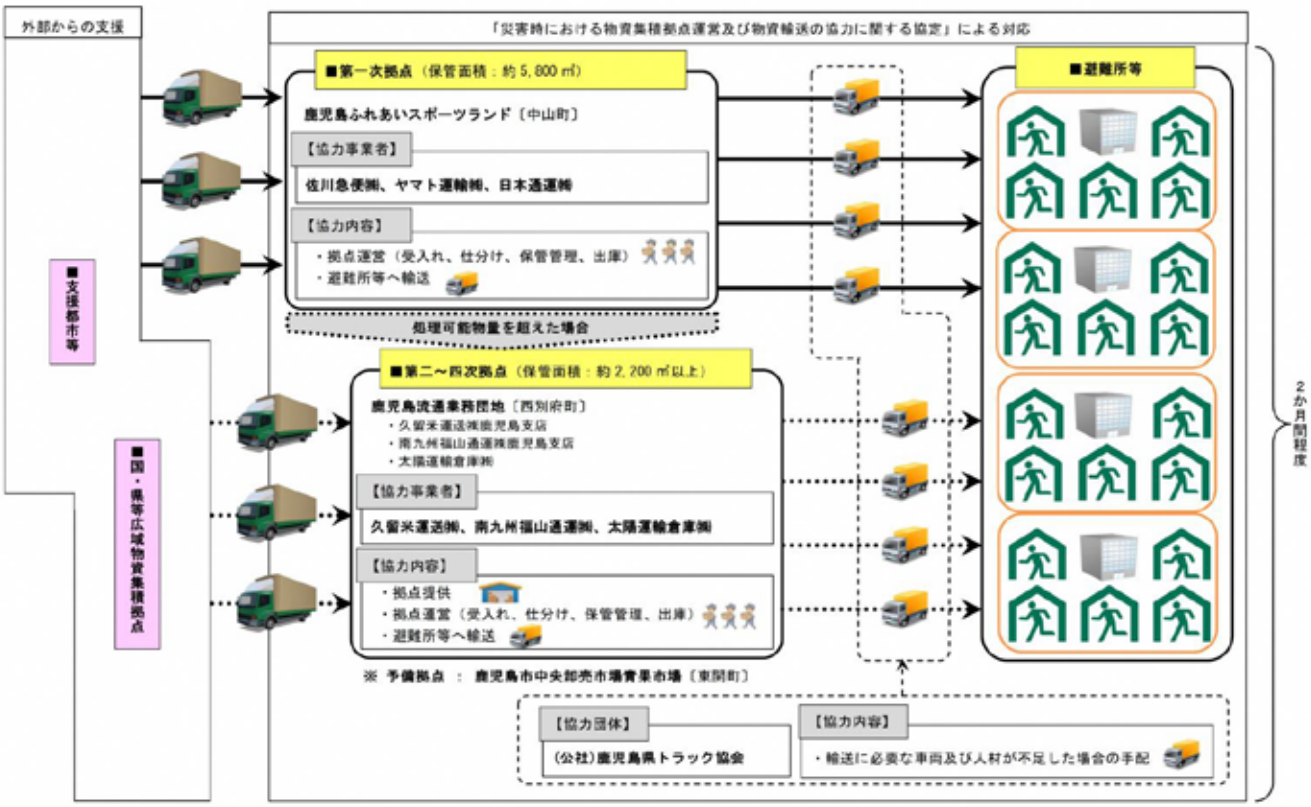

図　災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送等の協力に関する協定の概要

第８章　地域防災計画等の見直し

長期避難に繋がる火山活動は、大量の火山噴出物や土石流の被覆等により、火山地域の地形や生活・社会環境等を大きく変えるため、地域防災計画等の防災対応に係る各種計画の見直しを被災状況に応じて行う。

１　体制

地域防災計画等は住民の帰宅・帰島前の準備が必要であるため、災害対策本部において地域防災計画等を見直す。また、地域防災計画に必要な火山ハザードマップや噴火警戒レベル等の各種防災対策は、防災関係機関に協力を要請し見直しを行う。

２　地域防災計画等の見直し

地域防災計画等は、住民の帰宅・帰島後の安全な生活の確保のために必要であるため、住民の帰宅・帰島前に見直しを行う。このとき、火山活動による地形の変化や大量の火山噴出物等による被覆が想定されるため、被災状況を調査したうえで実施するものとする。

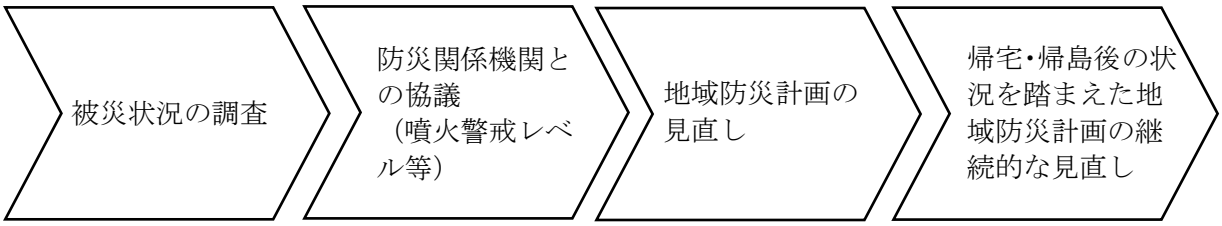

図　地域防災計画等の見直しの流れ

⑴　見直しが必要な地域防災計画等

見直しが必要な地域防災計画等は次のとおりである。なお、火山ハザードマップや噴火警戒レベル等は防災関係機関に協力を要請し見直しを行う。

①　火山ハザードマップ
②　噴火警戒レベル
③　地域防災計画（特に、避難計画等）
④　火山防災マップ
⑤　その他、関係する防災計画

⑵　被災状況の調査

地域防災計画等の見直しに向けて、次の項目を調査する。

①　火山活動により変化した地形
②　行政が所管する施設やライフライン等の社会基盤
③　避難所、避難港等の避難に係る施設
④　帰宅・帰島後に想定される居住地等
⑤　その他、地域防災計画等の見直しに必要な事項

⑶　地域防災計画等の継続的な見直し

地域防災計画等は、被災状況の調査を踏まえた情報の更新を行いながら見直しをする。さらに、住民の帰宅・帰島後、しばらくの間は復旧・復興工事等により生活・社会環境等の変化が大きいことが想定されるため、復旧状況等を踏まえた地域防災計画の見直しを継続的に行う。